

会議録

会議の名称	平成28年度清須市福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成28年7月29日(金)午後2時00分
開催場所	清須市役所 清洲庁舎2階 202会議室
議題	<p>1 開会                  2 委嘱状伝達                  3 委員紹介                  4 会長選出について                  5 議題                  (1) 清須市における福祉有償運送の状況について                  (2) 登録申請について                  6 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱                  資料2 清須市福祉有償運送運営協議会委員名簿                  資料3 清須市における福祉有償運送の状況について                  資料4 福祉有償運送にかかる自家用自動車有償運送登録申請(案)の概要                  参考 清須市福祉有償運送運営指針</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数	1名
出席委員	村瀬委員、加納委員、石川委員、富田委員、高橋委員、小田委員(古橋委員代理)、服部委員、林委員、小川委員
欠席委員	天野委員
出席者(市)	なし
出席者	一般財団法人 東海福祉財団 福祉有償運送事業担当 杉山悦夫
事務局	[健康福祉部高齢福祉課] 森川課長、楢本主幹、木全副主幹、竹内主任
会議の経過	<p>●事務局                  皆様、こんにちは。                  ただいまから「平成28年度清須市福祉有償運送運営協議会」を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、進行役の健康福祉部高齢福祉課長の森川です。よろしくお願いたします。                  本市では、「清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めております。資料1をご覧ください。要綱第6条第2項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。本協議会においては、本日9名の委員さんにご出席いただいておりますので、過半数の5人以上を満たしておりますので「成立」し</p>

ていることを報告します。

続きまして、同要綱の第6条第4項に、原則公開することになっておりますのでご承知おきください。なお、本日傍聴人の方は1名です。

次に、次第2の委嘱状の伝達について、今回新たに委員となられた5名の方におかれましては、市長が委員の皆様にお渡しさせていただくのが本意ではございますが、本日机上配布をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、その他の委員の方におかれましては、平成26年8月の清須市福祉有償運送運営協議会にて委嘱状を既にお渡しさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、委員紹介でございます。お手元の資料2の委員名簿をご覧ください。なお、本日は中部運輸局愛知運輸支局の古橋委員の代理として中部運輸局愛知運輸支局輸送担当の小田様にお越しいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので皆様の自己紹介をお願いします。

○各委員

<自己紹介 資料2 >

●事務局

ありがとうございました。

次に、「会長の選出について」でございます。要綱第4条第1項に、委員の互選によりこれを定めとなっておりますが、如何でしょうか。

○委員

事務局に一任します。

●事務局

事務局に一任のお声をいただきましたので、僭越ではございますがこちらの方でご指名させていただきます。それでは、会長に社会福祉協議会会長の小川様をお願いしたいと思います。よろしければ拍手でご賛同をお願いします。

(拍手をもって承認)

●事務局

ありがとうございました。それでは、小川様、会長のお席の方へ移っていただくようお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、進行につきましては、要綱第6条の規定により会長が議長になることになっておりますので、小川会長に議長をお願いします。よろしくお願いいたします。

◎会長

それでは、議題に沿って始めさせていただきますが、その前に要綱第4条第3項に、「会長があらかじめ指名する委員がその職務を

代理する」とありますので、職務代理者を高橋委員に指名させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。又、本日の会議録署名委員に、村瀬委員と加納委員を指名させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

それでは、ただ今から議題に入らせていただきます。

議題(1)の清須市における福祉有償運送の状況について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

<清須市における福祉有償運送の状況について説明 資料3>

◎会長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思っております。

(質問・意見なし)

◎会長

ありがとうございました。

それでは、議題(2)の登録申請に移ります。事務局より説明をお願いします。

●事務局

<登録申請について説明 資料4>

◎会長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思っております。

○委員

事業計画の内容についてですが、福祉有償運送事業の他に、事業計画にあるようにこれと関連して介護事業等も行っているのですか。中でも農業関連事業、有機培養土の研究・普及・人材育成も行っているようではありますが、先進地では身体障害者の業務拡大等あるいは人材育成で、農業分野に県や市が斡旋していることもあります。また、身体障害者に都会の仕事は案外向いていないこともあり、例えば農業とか手仕事とか汗を流す仕事に需要があるだろうと、東北とか島根県とか農業にシフトしていこうというのが新聞等にも掲載してあります。このようなことを斡旋業務としてやっているのでしょうか、あるいは清須市の方から需要がないかとか言われればそれに携わり関連してやっていくのでしょうか、またあるいは積極的に働きかけて、こういうことがあるからやってみないかという話が来るのでしょうか、福祉有償事業とはかけ離れているかも知れませんが、事業計画の中に記載があるのでお教えてください。

○東海福祉財団

平成24年の9月から3ヶ月間、県の農水部の花きグループというところでアグリジョブコーチ育成研修に参加し、知的障害者の方と触れ合う機会が初めてありました。研修場所が春日井のH&Lプラ

ンテーションというセダムやハーブ等を栽培しているところで、ここで障害者の方がハウスの中でこの仕事に適しているというのを身にしみて感じたため、自分自身がこういった仕事をしたいと思ったわけですが、結局財政面がまだそこまで追いついていないため、とりあえず障害者のサポートをする仕事ということで、今回の訪問居宅や福祉有償運送から少しでも支援が出来ればということで、ここから始めさせてもらっています。訪問居宅についても今年の1月1日に指定をいただき、まだまだ出来て間もない事業所がありますが、これから一つずつ勉強させていただきながらやっていこうと思っています。後には障害者の就農支援をしていきたいというのは頭の中にあります。

○委員

2点確認をさせていただきたいのですが、運転者の登録が2名で車が2台ということですが、それぞれに運転する車が決められているということでしょうか。それともどちらに乗るか決まっていないのでしょうか。決まっていなければ、任意保険に搭乗者限定がついていますが、これを外していただかないと乗れないのではないのでしょうか。

○東海福祉財団

このトヨタのランドハイエースについては運転者が所有する車であるので他の人が乗ることはまずありません。

○委員

この保険がいかなる場合も適用されて運行されなければ任意保険をつけている意味がないので、他の方が乗る機会があるならば、その方が乗っても大丈夫な保険を付けないと任意保険をつける趣旨に外れるということになります。記名被保険者及びその配偶者に限定すると記載してありますので、他の運転手が運転してもこの車は大丈夫だという確認が必要だと思ったので質問しました。

○東海福祉財団

保険会社に聞いて証明書か何かを提出することになるのでしょうか。

○委員

今回の車両の所有者及び配偶者以外の方が運転して保障を受けられる契約内容にしてもらい、その上で保険の証書を写しでいいので提出していただきたいです。

○委員

もう一点ですが、利用した場合の乗降介助、生活援助については今回直接影響がないと考えられますが、乗降介助については輸送に関連する箇所になるのでお聞かせください。資料に記載されているのは単位なので、介護保険の場合のみ料金をいただくということでしょうか、それとも実費では介護保険を適用されてない場合や障害者の支援に当たらない場合は料金をもらわないのでしょうか。

利用者からいただく金額については、この協議会の中で皆様に

知っておいていただいた方が良いと考えますので、1点は10円程度だと思いますが、単位ということになると少しわかりづらいのではないかと、介護保険適用の場合のみ料金をいただくのか、それとも保険がないときは実費でお金をいただくのか、を何らかの形で表記していただく必要があります。もしそういうことであるならば、それに関連して移動サービス利用契約書の中で利用者に周知する必要があるのではないのでしょうか。

○東海福祉財団

通院先で乗降介助を行った場合1回97単位は介護保険の請求単価になり、1単位が10円程度ということですが、基本的に通院等で乗降介助を行った場合は運賃をいただかず、介護保険がない場合は運賃のみであります。一宮の協議会でも聞かれましたが、介助料を800円程度もらっているところもあるようですが、ただ運賃のみをいただくということにしています。

◎会長

先程の保険の件について、現在実際に福祉有償運送を他市で行っているといことですが、任意保険はこの状況で行っているのでしょうか。

○委員

今回このような保険の補償内容で万が一何かあった場合、効かない保険で事故が起きてからでは大変なことになるので質問させていただきました。

○東海福祉財団

この保険内容につきましては保険会社の方に早急に確認をとります。

●事務局

提出書類の確認についてですが、旅客名簿の中で10名登録がありますが、2016年1月現在の利用状況から見ると、今回の登録は清須市在住の方1名についてということでしょうか。何らかの身体障害、介護保険の認定等、精神障害等をお持ちの方がこの旅客名簿の中に入っているということでしょうか。清須市在住の方については入会日が5月20日となっておりますが、事務局の方で書類の照会をさせていただいたところ、転入届が5月23日、実際の転入日が5月21日になっていますが、色々ご事情があるとは思いますが、どのような経緯で入会することとなったのかを教えてくださいの一点と、大前提として福祉有償運送の場合、対象者は他人の介助がなしでは移動が困難であるということですが、この方がその必要があるということをご説明していただければと思います。

○東海福祉財団

清須市在住の方については、入会日は5月20日になっていますが、清須市に来る前に栃木県に在住していました。転出届の書類が

送られて来たのが若干遅れたため、ちょっとずれました。実際にこちらに来ているのが、5月16日だったと思います。その後アセスメントを行い、介助が必要なかどうかを調べました。転入届を出す前に利用者登録をしていただき、この方は精神障害2級でありまして、パニック障害とか癲癇が度々あり、特にパニック障害については、例えば自宅から名古屋まで行く間に、複雑な乗り換え等があるとそこでパニック障害であるとか癲癇になってしまうことがあるので、必要性があるということで利用者として受け入れました。

○委員

清須市としては東海福祉財団以外に福祉有償運送の登録を行っている団体はありますか。

●事務局

現在、清須市では、資料3の右下で記したNPO法人サポートハウスの1団体の登録のみとなっております。

○委員

清須市在住の方は、直接申し込みをしたということであるが、それはどのような経緯ですか。

○東海福祉財団

こちらは知人の紹介です。

○委員

先ほど他の委員がおっしゃられた保険の条項を、登録の許可の際にどの運転者でも適用できるように書き換えていただければ良いのか、悪いのかを決めた方が良くはないでしょうか。乗降介助について、料金をもらわないということではありますが、1回97単位の記載があります。そもそも一人で乗降できない人が対象になるという決まりがあるのにどうでしょうか。

○東海福祉財団

乗降介助については、利用者から直接料金をいただくわけではなく、要介護認定がある方が使える報酬請求の枠の中に乗降介助があり、これは国保連合会の方に請求してそこからいただきます。介助料というのは、要支援1・2の方が乗車された場合に、運賃プラス介助料をもらっているところもありますが、運賃だけで利用者を輸送します。

○委員

保険のことは会長と事務局に任せるとしても、乗降介助の部分で気になることがあるので追加で質問させてください。基本的な私の意見としては、まず乗降介助でお金をもらうのに、手をつないただけでもらうというのは反対しています。そういうことになると、全てのお客さんは大体手を繋いでしか乗れないわけですから、料金が高くなるわけです。全員からもらうのであれば最初から料金に含めておいてもらわないといけません。ですので、手を繋ぐだけの乗降介

助であれば反対です。もともと運送料金以外にもらうということであるならば、原価相当であると福祉有償運送の規定には書いてあります。もらう料金が原価相当であるかというのは、皆様に取り上げていただかなければならない問題となってまいります。乗降介助というからには、重度の方で他人の介助なしでは乗り降りも困難、あるいは病院の中や自宅、自宅からということは自宅の中からお連れしなければならない、普通のタクシーと違い出てきてくれないわけですので、極端な場合は身支度から始まる場合もあります。目的地についたら、降りる場合についても、ヘルパーがついていれば労力は減りますが、病院の中まで車椅子で押していくということもありますし、中までお連れして受付手続をしてという仕事も出てまいります。今の話を聞くとある程度のごときは無料でやり、ただこれ以上に大きなことであっても料金はもらわないという認識をとりました。他の事業者が、手を繋いだだけでお金をもらっているというのを聞いたら意義ありということで、逆に皆様との議論の場にあげていただければと思います。それ以外の970円は、保険から乗降介助でもらうというのには条件があるはずですが、ある程度のそういった乗ったり降りたりの介助をしたということで保険に申請しないと97単位、1,000円弱おりにこないし、本人負担が1割約1000円を現金で、保険が出るということではもらわなければならないですけど、後の部分はもらわないと明言されましたので、他のことは特に意見はございません。

#### ○委員

福祉有償運送事業は訪問介護、居宅介護事業の併用によりと書いてあり、また冒頭で確認した事業計画の部分で所謂ホームヘルパーなども事業としてやられておられ、その中で訪問介護の事業所指定も受けられて通院等乗降介助なども行っている。要は、施設を利用されている方が今度福祉有償運送を使って通院された場合の保険の条件とおっしゃられたのは、97単位というのもその中で発生しているのがここに載っているものなのかなと思ったのですがいかがでしょうか。別途事業で、福祉有償運送とは別で訪問介護、居宅介護をやっている場合に、通院等が発生した乗降介助を行った場合に97単位発生すると、そうでなく福祉有償運送の会員だけでしかないという方について、そういった介助料はとらないということではよろしいでしょうか。

#### ○東海福祉財団

そのとおりです。もう一つ言うなれば、通院等乗降介助97単位というのは、結局我々が勝手に決めることではなくて、ケアマネジャーがケアプランに基づいて乗せますので、直接請求するわけではなく、ケアマネジャーが中に入ってケアプランを作った中で、この方は介助が必要であるという方に限り通院等乗降介助が出来るということなんです。

#### ○会長

他に質問も無いようですので、議決に入ろうと思います。

	<p>みなさまにお諮りします。一般財団法人 東海福祉財団が実施する福祉有償運送の登録について、認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>◎会長 委員全員の賛成をいただき、協議が整いましたので、一般財団法人 東海福祉財団が実施する福祉有償運送の登録について合意いたします。</p> <p>本日の議題につきまして、すべて終了しました。これをもちまして、平成28年度清須市福祉有償運送運営協議会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>
<p>会 議 の 結 果</p>	<p>会議の経過のとおり</p>